

「三重県住生活基本計画」の改定について

背景

■ 三重県住生活基本計画とは

「三重県住生活基本計画」は、「住生活基本法」(平成18年施行)第17条に基づき策定するものであり、同法に掲げられた基本理念をふまえつつ、本県がめざす住生活の将来像の実現に向け、住生活に関する基本方針と実現の方向を定め、総合的に施策を推進していくための計画です。

■ 計画見直しの必要性

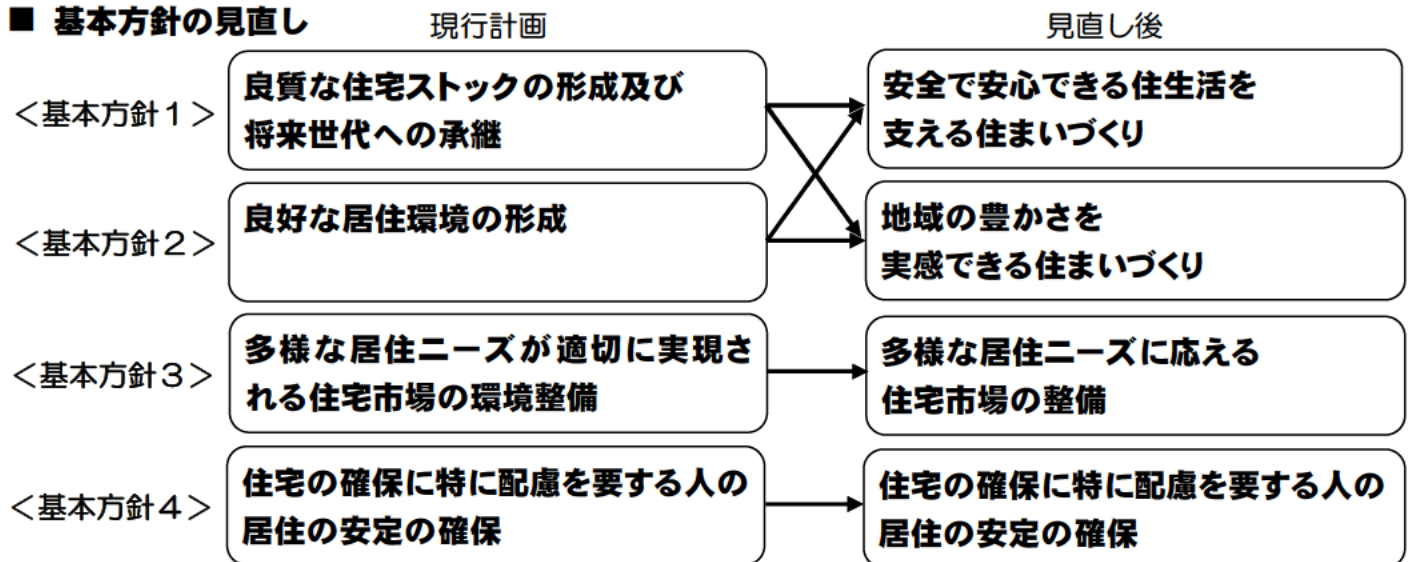
本県にふさわしい豊かな住生活の実現のために、平成19年3月に「住生活基本法」に基づく都道府県計画として「三重県住生活基本計画」を策定し、取組を進めてきましたが、計画策定後5年が経過し、下記の状況をふまえて計画の見直しを行いました。

- ・「住生活基本計画(全国計画)」が変更された(平成23年3月)。
- ・「みえ県民ビジョン」が策定された(平成24年3月)。
- ・社会情勢が変化し、住生活を取り巻く環境について、次の変化や課題が現れている。
 - 【防災】 東日本大震災の発生等に伴う防災に対する気運の高まり
 - 【高齢者への配慮】 高齢者世帯(単身・夫婦)の増加
 - 【環境配慮】 省エネルギー性能を備えた住宅の整備が不十分
 - 【リフォーム】 既存住宅のリフォーム志向の高まり
 - 【住宅確保への配慮】 低額所得者等の住宅確保要配慮者の増加

見直しの主なポイント

住生活に関する現状と課題に対応するため、基本方針の構成を見直し、これに基づく実現の方向や基本的施策、各主体の役割等を見直しています。

■ 基本方針の見直し



■ 主な実現の方向と成果指標

	主な実現の方向	主な成果指標
基本方針1	災害に強い住まいづくり	耐震基準を満たした住宅の割合 【80.9% (H22) → 95% (H32)】
	安心して住み続けられる住まいづくり	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 【1.7% (H22) → 3% (H32)】
基本方針2	地域や環境に配慮した住まいづくり	新築住宅における長期優良住宅の割合 【24.9% (H22) → 31% (H32)】
基本方針3	住宅の適切な管理	リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合 【4.1% (H16~22平均) → 6% (H32)】
基本方針4	民間賃貸住宅市場での居住の安定	三重県あんしん賃貸住宅の登録件数 【443戸 (H22) → 2,400戸 (H32)】